

浜田市霊園
使用者募集のご案内

浜 田 市
市民生活部 環境課

目 次

1	お申し込みに際して -----	1
2	霊園の概要-----	1
3	申込み方法等について -----	2
4	永代使用料・管理料について -----	2
5	永代使用料・管理料の納付について -----	3
6	その他の注意事項について -----	3
7	使用に際して守っていただく事項 -----	4

1 お申し込みに際して

- ◆前もって現地をご確認のうえ、申し込みされる区画を決めてください。
- ◆既に霊園の使用者となっている方は、新たに申し込みできません。
- ◆申し込みできるのは、市内に住所を有する人に限ります。
- ◆同一世帯の方で使用できるのは、1区画に限ります。
- ◆名義の貸し、譲渡等、申込者以外の使用はできません。
- ◆申し込みの内容について虚偽の記載があるときは無効とします。
- ◆墓碑の高さ等は、「浜田市霊園条例施行規則」使用の制限等に適合しなければ建立できません。
- ◆使用墓所区画内の除草は、使用者において行なっていただきます。
- ◆墓所を返還するときは、原状に回復して返還していただきます。

2 霊園の概要

【竹迫霊園】

- (1) 所在地 浜田市竹迫町 2731 番 2
- (2) 区画数 632 区画
- (3) 区画面積 4 m² (2m×2m)

【笠柄霊園】

- (1) 所在地 浜田市笠柄町 147 番地
- (2) 区画数 137 区画
- (3) 区画面積 4 m² (2m×2m)

【三隅霊園】

- (1) 所在地 浜田市三隅町西河内 1954 番（三隅火葬場隣接）
- (2) 区画数 152 区画
- (3) 区画面積 4 m² (2m×2m)

3 申込み方法等について

- (1) 竹迫霊園：東分庁舎 2 階環境課までお越してください。
- (2) 笠柄霊園：東分庁舎 2 階環境課までお越してください。
- (3) 三隅霊園：東分庁舎 2 階環境課または三隅支所市民福祉課までお越してください。

【お問い合わせ先】

浜田市 環境課 くらしと環境係 (0855) 25-9420
三隅支所 市民福祉課 市民窓口係 (0855) 32-2806

4 永代使用料・管理料について

- (1) 永代使用料 1 区画：460,000 円

納付された使用料は、返納いたしません。ただし、3 年以内に墓所を使用されずに市に返還された場合は、使用料の 2 分の 1 の額を返納します。

- (2) 管理料 25,000 円（5 年間先払い）

墓園の緑地及び共有部分の維持管理費用です。したがって、許可された墓所区画の管理（除草や清掃等）は、各使用者ご自身で行なっていただきます。

管理料は 5 年ごとの前納としています。（年額 5,000 円×5 年間分）
対象の年となりましたら、事前に納付書を送付いたします。

5 永代使用料・管理料の納付について

(1) 永代使用料・管理料の納付

申請後おおむね 10 日前後で「浜田市霊園墓所使用許可書」を発行します。その際、永代使用料および管理料の納付書を送付いたしますので、下記納付場所にて納入期限内に納付してください。

※発行された許可証は各自で大事に保管しておいてください。

(2) 納入期限 納付書に記載してあります。

※納入期限までに納入がない場合は、使用許可を取り消します。

(3) 納付場所

山陰合同銀行、島根県農業協同組合、島根銀行、日本海信用金庫
島根益田信用組合、中国労働金庫、JF しまね漁業協同組合

6 その他の注意事項について

(1) 目的外使用等の禁止

使用者は、焼骨の埋葬又は墓碑等を設置する目的以外に、墓所を使用することはできません。また、墓所を使用する権利を譲渡、転貸することもできません。

(2) 使用許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

- ①使用者が、許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。
- ②使用者が、「浜田市霊園条例」及び「浜田市霊園条例施行規則」に違反したとき。
- ③使用者が偽りその他の不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- ④霊園の管理上特に必要を認められるとき。

(3) 使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用権が消滅します。

- ①使用者が 7 年以上不明で、かつ、使用権の継承のないとき。
- ②使用者の死亡後 7 年以内に使用権の継承のないとき。

7 使用に際して守っていただく事項

(1) 墓碑等の建立条件

- ①墓碑の正面は、通路に面し平行に設置してください。
- ②墓碑は、隣地との境界線にかからないように建立してください。
- ③建立工事に際して、事前に「浜田市霊園墓所内工事施工承認書」を受理後、墓地区画の境界を確認してから着工してください。

(2) 建造物等の高さ制限

墓所内の建造物等の高さ（地面からの高さ）は、「浜田市霊園条例施行規則」により、下記の制限がありますのでお守りください。

- ①墓碑の高さ …… 250cm以内（盛土及び墳墓の高さ含む）
- ②盛土の高さ …… 50cm以内
- ③囲障の高さ …… 100cm以内
- ④植栽の高さ …… 50cm以内

※建立の申請は、永代使用料および管理料の納付後に行ってください。

※植栽は、通路その他霊園の施設や隣接する墓所に障害を及ぼさないようにしてください。

※上屋類は設置しないでください。

(3) 墓所の返還

使用者は、墓所を返還するとき、又は使用の許可の取り消しを受けたときは、速やかに墓所を自己の費用をもって現状に回復し、返還しなければなりません。

(4) 管理義務及び行為の禁止

霊園を使用するときは、次のことを必ずお守りください。

- ① 使用者は、墓所の清掃に努め、善良な管理者の注意をもって管理してください。
- ② 霊園の施設を汚損、損傷又は滅失する行為をしてはなりません。
- ③ 霊園の管理に支障を来す行為をしてはなりません。

(5) 届出の義務

次の場合は、速やかに浜田市環境課に届け出てください。

①墓碑の設置等（様式第 3 号）

使用者が、墓所内の工事（墓碑等の新設、改修、その他）に着手される時。【添付書類：設計図書等】

②使用权の承継（様式第 8 号）

使用者の死亡等により、使用者に代わって祭祀を主宰する者は、承認を得て使用权を承継することができます。

③住所変更等（様式第 9 号）

使用者が、住所、氏名等を変更された場合。

④許可証の再交付（様式第 10 号）

使用者は、許可証を紛失等した場合は、速やかに許可証の再交付を受けてください。

⑤墓所の返還（様式第 11 号）

使用者が、墓所を返還する場合。墓碑等建立されている場合は、墓所を自己の費用をもって現状に回復し、返還しなければなりません。

⑥汚損等（様式第 12 号）

使用者が、故意又は過失により霊園の施設を汚損、損傷等したとき。

⑦改葬の許可（墓地、埋葬等に関する法律 第 5 条）

焼骨を他の墓地から霊園へ移すとき、又は霊園から他の場所へ移すときは、法律による手続きが必要です。「改葬許可証」の交付を受けてから遺骨を移してください。

⑧埋葬許可証または改葬許可証の提出

（墓地、埋葬等に関する法律 第 14 条）

霊園に納骨される時は、埋火葬許可証または改葬許可証を市に提出してください。